

## 合併市に関する調査

記入月日：平成17年1月31日

### 基礎情報

都道府県・市名	静岡県・菊川市（きくがわし）
合併期日	平成17年1月17日
合併形式	新設合併（対等合併）
住所（旧市町村名も記載）	菊川市：静岡県菊川市堀之内61番地（旧菊川町）
人口（合併直前の国調）	47,036人
面積	94.24km <sup>2</sup>
議員定数	22人
関係市町村名	小笠町、菊川町

### 関係市町村合併直前の状況

	市町村名	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	小笠町	16,402	30.36	15	18.2
	菊川町	32,899	63.88	18	18.5
合計	-	49,301	94.24	33	-

人口については、外国人を含む

### 関係市町村の財政状況

\*数値は合併直前の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直前の予算を記入。

平成15年度決算

	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
関係市町村	小笠町	6,546,411	1,713,404	1,296,052		0.56
	菊川町	11,668,441	4,520,913	1,257,161		0.79
合計	-	18,214,852	6,234,317	2,553,213	-	-

## 合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年10月6日	解散年月日：平成17年1月16日
内容	平成15年10月22日に第1回小笠町・菊川町合併協議会を開催し、以降、平成16年12月22日の最後の合併協議会まで9回の協議会を開催した。	
住民発議について	有	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年度から平成26年度までの10ヵ年	
基本計画の主要項目	<p>新市の将来像「みどり 次世代 ～人と緑・産業が未来を育むまち～」を実現するため、まちづくりの3つの基本理念          共に生きる《共生と協働》          自らを拓く《自立と交流》          未来へ歩む《継承と発展》を新市で取り組みべきことの方向性として示しています。また、新市のまちづくりは「選択と集中」を基本として7つの柱</p> <p>(1) 共に汗かくまち《市民・行政》          (2) 安心していきいき暮らせるまち《福祉・健康》          (3) 豊かなこころを育むまち《教育・文化》          (4) 笑顔がうまれるまち《コミュニティ》          (5) 輝くみどりのまち《環境》          (6) 躍進する産業のまち《産業》          (7) 安全・便利・快適なまち《都市基盤》に基づいて推進します。</p>	
旧市町村庁舎の利活用	旧菊川町役場：菊川市役所（本庁舎） 旧小笠町役場：菊川市役所小笠支所	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	無	有の場合： - 年 - ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：255,000円	
地域審議会の設置について	有・無	
内容	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会は、設置しないものとする。ただし、合併後の新市の速やかな一体性の確立と均衡ある発展を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく付属機関を新市において設置する。	
地方税に関する特例	有	
内容	都市計画税に関する不均一課税	
合併特例債発行限度額（億円）	122.2億円	

## その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め <b>10項目</b> ご記入ください。(例：庁舎の位置 等)
	<p>新市の名称          事務所の位置          電算システムの取扱い          一般職の職員の身分の取扱い          特別職の身分の取扱い          条例・規則等の取扱い          合併の期日          使用料・手数料等の取扱い          公共的団体の取扱い          事務組織及び機構の取扱い</p>
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。

地域コミュニティー施設の必要な機能や活用方法について各地区ごとに議論していく必要がある。また、新市では、地域審議会を設置しない代わりとして、旧町から同数の委員を出し、「まちづくり審議会」を設置することとしているが、機能をどのようにするのが課題である。